

フランスの法学教育論争

小 梁 吉 章

1. はじめに

2004年春以降、フランスの法律雑誌*ダローズ*の紙上で法学教育論争が続いている。

誌上論争の発端は、2004年3月18日号(第11号)に、エクス・マルセイユ第三大学で法哲学・民法を担当するアティア教授が「法律家養成機関の評価機構の必要性」⁽¹⁾と題する意見を発表したことに始まるが、論争のそもそもの原因は、フランス政府の2002年4月8日省令である。これは、従来大学だけに認めていた法学学位の授与権限を高等商業学校(HEC)や高等経済経営学校(ESSEC)などのいわゆるグラン・ゼコルにも認めることとしたものである⁽²⁾。この省令に対しては、後述するように、大学法学部長など関係者49人連名の反対意見が出され、2004年12月8日に、政府は法学学位の授与権限を引続き大学の専権とすることによって事態を取捨した⁽³⁾。この結果、いったん学位授与問題は落ち着いたものの、その後、議論の焦点は、当初の学

(1) Ch. Atias, Pour un observatoire de la formation des juristes, *D.* 2004, Point de vue, p. 707.

(2) Décret no. 2002-481 du 8 avril 2002 relatif aux grades et titres universitaires et aux diplômes nationaux. 法曹養成コースに進むためには、従来、法学メトリーズ(*maitrise*)の学位を要したが、後述するヨーロッパにおける学位制度の統一化により、学位制度の抜本的改正を行い、法学マスター(*master*)の学位に変更され、この授与を大学以外の一部グラン・ゼコルにも認めることとした。

(3) しかしながら、Arrêté du 8 décembre 2004 relatif au diplôme national de master en droit は、法学マスターについては原則として大学に専属させることとした。

位授与権限の拡大の是非という問題から、大学における法学教育、法曹養成システム⁽⁴⁾をめぐる議論に移り、現在まで論争は終息していない。

学位授与の問題は同国教育制度固有の問題であるが、後半の法学教育の問題はわが国とも共通する点があり、参考になると思われるので紹介する。

また、この論争の基底には、フランスの大学法学部が抱えた構造的な問題と大学法学部生とグラン・ゼコルの学生の資質の格差の問題がある。まず、これまでダローズ誌に発表された意見を紹介することとし、次にこれらの問題について検討することとしよう。

2. ダローズ誌に発表された意見

(1) アティア教授の意見

アティア教授の意見が今回の議論の始まりである。同教授は、フランスにおける法学教育は中世以来の長く、かつ豊かな伝統を有しているが、現在では問題が多いとして、第一に、学生数の増加と就職難のために大学教員が本来の研究よりもむしろ事務に追われ、指導する学生の博士論文を審査する時間もない状況にあること、第二に、国際的に各国の法律、制度の間の競争が激化していること、第三に、グラン・ゼコルによる法学教育は実定法教育にとどまるおそれがあること、の3点を挙げている。第二の点は国際取引においてもっばらアングロ・アメリカン法が準拠法となっている現実への危機感・焦燥感を意味するものと推測される。

同教授は、従来法学教育を独占してきた大学法学部としてもこれまでの地位に安住せず、法学教育についての自己評価を行い、学生にどのような付加価値を与えたか対外的に公表すべきであるとし、法学教育について評価機関

(4) フランスの弁護士資格とその養成については、山口俊夫『概説フランス法上』(東京大学出版会、1978) 287頁、山本和彦「フランス司法見聞録(13) 弁護士」(判時1451号12頁)、山本和彦「フランスの法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』(東京大学出版会、2003) 77頁を参照。

を設け、評価結果を公表する必要があると提言した。マスターの学位の授与をグラン・ゼコルにも認めるならば、品質保証も求めようという意見である。同教授の提起した問題は、わが国のロー・スクールと法学部にも共通であろう。

(2) クローズ教授第一意見

アティア教授の提言を受けて、2004年5月にはリヨン第三大学のクローズ教授が「法学教育とはなにか」⁽⁵⁾と題する意見を発表した。同教授は、法学部教育は、一義的には法律家の養成であり、法学部の社会的有用性もそこにあるとする。ここで法律家とは、弁護士・裁判官・検察官の法曹のみならず、行政機関、企業などに勤務する法務担当者も含む広義で使っているようである。

同教授はアティア教授の意見に賛意を表しながらも、法学は純粹に抽象的な思弁の学問ではなく、現実に根ざした学問であって、技術としての法学も必要であるとして、法律に関する技術的な教育の必要性を説いており、この点でアティア教授の意見を一步進めるものとなっている。さらに同教授は、印象に過ぎないがと前置きをしながら、二つの点を挙げている。

まず、25年の教育経験に照らしてみると、学生の特性や質は大学に入学した時と卒業する時とでそうそう変わるものではなく、入学時に優秀であった学生は在校中もずっと優秀であるが、そうでない学生はそのままであること、法学部教育は大半の法学部学生にとって「水鳥の羽の下を流れる川の水のように」通り過ぎていくものであって、基礎的な知的訓練が重要であるが、これは中等教育によってすでに決定され、大学ではどうしようもないものであることの2つである。同教授の印象はとくに大学の大衆化に伴って学生が増加し、同時に質が低下したことを意識したものようである。

(5) H. Croze, *Qu'est-ce qu'enseigner le droit?*, D. 2004, Point de vue, p. 1315.

次に、大学以外の高等教育機関がマスターの学位を授与することができるようになると、ビジネス・スクールである高等商業学校（商工会議所が運営するグラン・ゼコル）がマスター・コースを開講し、厳選した少人数の学生に、実務家が現在の生きた法律を教育することになることが予想されるとしている。この結果、大学＝雑多な学生に対するマス・プロ教育、グラン・ゼコル＝優秀な少人数の学生に対する実務教育、という階層化が生じると懸念を表している。

(3) 大学法学部長の連名意見

2004年10月には法学部長など49人の連名の意見書「法律のための闘争」⁽⁶⁾が発表されている。

同意見書は、まず前述の2002年4月省令が大学以外にも学位授与を認めることとしたことは一見すると純粋にアカデミックなことのように見えるが、実は法学教育の組織に衝撃を与え、法律家養成システムを破壊しかねないものであって、法学部教員の一体性 (*de l'homogénéité et des corps*) を損なうおそれがあると警鐘を鳴らした。同省令は、後述するヨーロッパにおける大学の単位互換制度に関する国内法令であるが、意見書はヨーロッパの高等教育の統一化という趣旨は華々しいものではあるが、大学教育の実態はそこから程遠いと述べている。すなわち、グラン・ゼコルは選抜試験を課し、高額の入学費を設定しているが、大学にはこのいずれも認められていないこと、グラン・ゼコルでは一部の法律 (*du droit*) を教授しているに過ぎず、大学だけが法律全体 (*le droit*) を教育していること、したがって法曹養成は大学であるべきであって、グラン・ゼコルの学位はたとえば企業法学といった一部に限定すべきであること、などと述べている。さらに、大学の法学教育とグラン・ゼコルの教育の階層化 (*formation à deux vitesses*) への懸念を表明

(6) P.-H. Antonmattéi et al., La «lutte pour le droit», D. 2004, Point de vue, p. 2579.

し、①グラン・ゼコルによる法学学位の授与は大学教育を崩壊に導く、②大学とグラン・ゼコルでは競争条件に格差がある、③法律家養成を混乱させる、④法律家の等質性が失われる、⑤法律家に求められるデオントロジーが損なわれるとして、2002年4月省令に反対意見を表明した。この結果、法学マスターの学位は大学に限られることとなったのは前述のとおりである。

①の点は、有力なグラン・ゼコルである高等商業学校や高等経済経営学校が法学コースを設けることになれば、優秀な学生がごっそり抜かれてしまうという危機感の表れであろう。また、③については、グラン・ゼコルが大学から優秀な法学部教員をリクルートしようとするであろうが、すべてのグラン・ゼコルが優秀な教員を揃えることができるわけがなく、法学コースが名ばかりになる懸念があるとし、アメリカのロー・スクールが法学部と分離されている点を挙げて、ロー・スクール教育の質を維持することが企業法務担当者を含めた法律家養成の担保となるものであると強調し、学位の授与と権限を引続き、大学に限定すべきであると述べている。

(4) クローズ教授第二意見

大学教授49人の連名意見書を受けて、2004年11月には再びクローズ教授が「ロー・スクール」⁽⁷⁾と題する意見を発表している。この中で、同教授は、グラン・ゼコルによる法学教育には社会的必要性がないとして上記の連名意見書に賛意を示しつつ、同時に、法学教育に医学教育の方法論を導入することを提唱している。この意見書以降、論争の争点は学位の問題から法学教育そのものに移ってきた。

同教授は、法律家を養成する法学教育には過誤のリスクがあること、素人ではできないとしていること、という2点で医学教育に類似しているとして、医学部の医師養成教育に準じたような法律家養成のためのフランス版ロー・

(7) H. Croze, Les écoles de droit, D. 2004, Point de vue, p. 3003.

スクールの必要性を提言した。ロー・スクールでは少人数の学生に、実務中心の教育を行うべきであって、グラン・ゼコルがこうしたロー・スクールを設置することができるならば、大学も設置すべきであるとしている。大学付属のロー・スクールは当然、選抜試験を行うことになるが、これは従来のフランスの大学では予定されていないことである。

学生の質、勉学意欲の点でまちまちな現在の法学部の学生に対する教育から、法曹・法律家になるという将来への明確な意思のある限られた数のロー・スクールの学生向けに教育することになり、学生・教員双方にとって不満のない制度設計ということになるが、13世紀以来の法学教育の抜本改正を迫ることになる意見といえよう。

(5) グランボーム学部長意見

2005年の第1号で、ラ・ロシエル大学法経学部グランボーム学部長兼ラ・ロシエル法制研究センター員は、「それで研究は？《ロー・スクール》について」⁽⁸⁾と題する意見を発表し、クローズ教授の提言に異論を唱えている。

グランボーム学部長は、大学法学部教員はグラン・ゼコルと異なり、法学教育を行うと同時に理論的な研究を行なっているとし、こうした理論的研究が新たな法理論の発展に寄与し、法を時代の要請に適合させているという点を強調し、研究者の養成の必要を説いている。同時に、クローズ教授の提唱する大学付属ロー・スクール構想は、一部の大都市の大学では可能であっても、ラ・ロシエルのような地方小都市の大学には困難なことで、大学・グラン・ゼコルの階層化と別に、大学内での階層化を生じる懸念があるとしている⁽⁹⁾。

また、同学部長は正直に「大学教員は大学の給与では大都市の都心で家族とまともに暮らすこともできな」くなっていると述べている。

(8) L. Grynbaum, Et la recherche ? A props 《des écoles de droit 》, D. 2005, Point de vue, p. 4.

現実には、大学教員と弁護士、とくに大都市にある企業法務専門の大手法律事務所弁護士との間には相当の所得格差があり、大都市の大学教員は大手法律事務所の弁護士を副業とすることも可能であるが、地方都市ではこうした副業は不可能であることから、地方都市大学教員には学生の質の低下以外に、待遇面でも不満があるようである。

(6) クローズ教授第三意見

グランボーム学部長意見を受けて、2005年4月に、クローズ教授が「法学研究と法学研究の実務化—法分野における大学付属病院案」⁽¹⁰⁾と題する意見を発表した。この中で、クローズ教授はグランボーム学部長が言うように、大学教員の中には個室も持てない者もあり、大学の施設は不十分であって、大学教員が弁護士事務所を訪問すると、弁護士事務所の広さや充実した図書文献は垂涎の対象となっている、と大学教員の勤務条件の劣悪さについては同意しているが、一方、グランボーム学部長が大学付属ロー・スクールの設置は大学での法教育を崩壊させかねないとし、理論研究と実務とを対立させている点について、大学教員が実務を兼務することは研究を豊かにし、双方にメリットがあると反論し、大学付属ロー・スクールは医学における大学付属病院に類似した施設にするという前回提案した意見を繰り返している。

(7) オルザック教授意見

次に、2005年5月にストラズブール・ロバール・シューマン大学のオルザック教授が「法学研究の実務化—クリニック教育の発展のために（法分野に

(9) フランスではバカロレア合格者ならば大学に入学することができ、本来大学間の格差はないはずであるが、筆者が聴取したところでは、ある地方小都市の大学では、以前ならばバカロレアに合格しそうな学生が入学しているとのことである。

(10) H. Croze, Recherche juridique et professionnalisation des études de droit, pour une filière hospitalo-universitaire en matière juridique, *D.* 2005, Point de vue, p. 908.

おける大学付属病院案のかなたに)』⁽¹¹⁾と題する意見を発表している。

同教授は、18世紀末の大革命によっていったん大学は壊滅的状态になったが、その後、他の学部争先駆けていち早く法学部と医学部が1803年、1804年に再建されたという歴史的事実を挙げて、法学は医学とならんで市民生活にとって不可欠であることの証左であると説き、クルーズ教授の大学付属病院型の大学付属ロー・スクール案に賛意を表している。そして、医学教育においてクリニック(臨床)教育が重要なように、法学教育においても臨床教育は重要であるとして、1930年にアンリ・カピタン教授がパリの裁判所内に判例研究クリニック(*Institut clinique de jurisprudence*)を設け、夜間に実務教育を行った例を挙げている。当時からすでに大学から独立した法学教育機関に対してさまざまな意見があり、ジュリアン・ボンヌカーズ教授が判例研究と同時に臨床面での教育の必要性を説いたことを述べ、さらに1960年年以降、アメリカのロー・スクールでは臨床的なクリニカル・リーガル・エデュケーションが行われていることを紹介し⁽¹²⁾、フランス版ロー・スクールでの臨床教育の必要性を強調している。

(8) ビゴ弁護士意見

クローズ、オルザック両教授が法学教育における実務教育の必要性を取り上げたことを受けて、2005年6月にはパリ弁護士会のビゴ弁護士が「法学研究の実務化についての弁護士の感想」⁽¹³⁾と題する意見を発表した。同弁護士は、経験上、法学部の学生が論理的な推論と法的戦略論を充分には融合でき

(11) N. Olszak, *La professionnalisation des études de droit, pour le développement d'un enseignement clinique (au-delà de la création d'une filière <hospitalo-universitaire> en matière juridique)*, D. 2005, Point de vue, p. 1172.

(12) オルザック教授は、コロンビア大学がリーガル・クリニック活動をさらに旧東欧諸国に向けて行う Public Interest Law Initiative を紹介している。同教授は、<http://www.law.columbia.edu/focusercas/clinics> を紹介しているが、現在同イニシアティブのサイトは、<http://www.pili.org/2005r/>。

ていないこと、大学法学部が送り出す博士学位保有者もかならずしも法的な展開能力を持っているとは限らないことを述べて、大学教員は現実に役立たない (*guère utilisable*) 研究や根拠のあやふやな研究を行なうのではなく、実定法または的確な根拠に基づいた研究を行なうべきであると大学教員の姿を強烈に皮肉っている。さらに、現在のように法律情報を容易に入手できる時代には、情報の処理の仕方(法情報学というべき分野を指すと思われる)が重要であるとしている。

(9) 三教授意見

2005年9月には、ビゴ弁護士意見に応える形で、パリ第二大学のセザロ、ゴーティエ両教授、トゥール大学のルデュック教授が連名で「大学教員を悩ませるのを止められないのか?」⁽¹⁴⁾ という刺激的な標題の意見を発表している。

三教授は、教育、学期試験などの事務、判例評釈の執筆、教材の用意、さらに大学教育に関する法令改正への対応、グラン・ゼコルの法律コースとの競争など、教員は、法律事務所勤務の弁護士とは比べものにならないほど煩瑣・多忙な状況に置かれているとしている。一件の判決で研究者の論文は無いに帰すというような上述のビゴ弁護士の意見への反論として、大学教員の研究は「実務に有益な思考の貯水池 (*réservoir d'idées utile à la pratique*)」であること、CD-Romを使った検索方法の教育などは真の法学教育ではないこと、学生には方法論的思考を与えることが重要であることなどを述べて、ビゴ弁護士に反論している。

(13) Ch. Bigot, *Réflexions d'un avocat sur la professionnalisation des études de droit*, D. 2005, Point de vue, p. 1724.

(14) J.-F. Cesaro, P.-Y. Gautier et F. Leduc, *Peut-on cesser d'accabler les universités?*, D. 2005, Point de vue, p. 2332.

(10) トウルシェ教授意見

2005年12月には、パリ第二大学のトウルシェ教授が「法学部と法教育市場」⁽¹⁵⁾と題する意見を発表した。同教授は今回の改正案策定を担当した当事者である。この意見書の中で同教授は、法学教育が一種の市場となり、競争が起きていると述べている。前述のとおり、政府は2004年12月8日のアレテで法学マスターの学位の授与を引続き大学法学部にのみ認めることとしたが、同教授はこれが「一時的な解決」でしかなく、大学による法学学位の独占には十分な理由がなければならないとしている。同教授は、大学の優位性として、法学の理論的研究の存在を取り上げつつ、それが十分に組織化(*sturcturé*)されていないために、大学教員の研究成果が十分に公共機関や私企業に活用されていないと指摘している。同教授は、法曹養成は大学法学部に引続き委ねるべきであるとしつつ、大学側が専横的にならずに、評価を明確にし、グラン・ゼコルとの協力関係を構築すべきであるとして意見をまとめている。

(11) メトル・デュ・シャンボン教授意見

2006年1月には、法学部長会議の座長を務めているメトル・デュ・シャンボン教授(グルノーブル第二大学)が「法学教育の公的サービス性と法学部」⁽¹⁶⁾と題する意見を発表した。メトル・デュ・シャンボン教授は、トウルシェ教授の尽力を多としながらも法学教育に競争原理を持ち込むべきであるとするトウルシェ教授の意見に疑問を呈し、法曹は市場価値のある商品ではなく、社会的に必要なものであって、その養成のための法学教育は一種の公的なサービスであり、法学教育を市場ととらえるトウルシェ教授の意見は上質の

(15) D. Truchet, Les facultés de droit et le marché de l'enseignement du droit, *D.* 2005, Point de vue, p. 2892.

(16) P. Maistre du Chambon, Le service public de l'enseignement du droit et les facultés de droit, *D.* 2006, Point de vue, p. 172.

法曹の養成を損なうおそれがあると意見を述べている。また、2004年10月の法学部長連名意見書に見られる大学側の反対は、けっして利己的な意図に基づくものではなく、グラン・ゼコルの提供する部分的な法学教育と大学法学部の法学教育は異なったものであるにもかかわらず、両者を混同させる懸念が高いとし、現在の問題は大学法学部に充分なリソースを与えることであると結んでいる。

3. 現在の大学法学部教育の問題点

(1) 構造的問題

前述のとおり、この論争には大学の法学教育が抱える二つの問題がその底にある。

第一の大学法学部の構造的な問題が学生数の急増である。

フランスの大学は、バカロレア(大学入学資格試験)に合格した学生であれば、だれでも入学することができる。ところで、1950年にはバカロレアの合格者数は、3万2,362人であった。これは当該年齢の男子の5.9%、女子の4.4%にすぎず、バシュリエ(バカロレア合格者)はフランス社会のエリートであった⁽¹⁷⁾。これが1960年には、5万9,284人に増加し、男子の12.6%、女子の12.4%に上昇、1970年には、13万8,707人、同じく18.5%、21.5%に達するようになった。このような高等教育の急速な大衆化が68年の5月革命の背景となったことは周知のとおりである。この間、従来のバカロレア(普通バカロレア)に加えて、1968年に技術バカロレアが新設され、さらに1985年には職業バカロレアが設けられ、バカロレアは三本立てとなった。そして、1989年の教育基本法は10年以内に、各世代の8割をバカロレアの合格者とするを国家目標と定めた⁽¹⁸⁾。2000年には普通バカロレア

(17) バカロレアに関する統計は、Quid 2005, p. 1462, 1463による。

(18) Loi d'orientation 89-486 du 10 juillet 1989 d'orientation sur l'éducation. 同3条を参照。

の合格者は26万2,595人に増加し、同世代の男子の56.9%、女子の69.1%に達し、その他のバカロレアとあわせて目標はほぼ達成されている。

こうした学生の急増以前には大学法学部は、限られた数の学生を相手に将来の法曹、企業経営者、研究者としての法学教育を提供していたが、大学大衆化・学生の急増に伴って既存の施設では収容できないほどに学生数が肥大化してきた。増加した学生のなかに、法曹になることを望んでいない学生、望むこと自体が困難な学生がいるのは当然である。大学生の学力低下が顕著となっている⁽¹⁹⁾。

(2) グラン・ゼコルとの格差

より大きな問題は第二のグラン・ゼコルの学生との格差の問題である。

大学法学部は法曹、法律家の養成という伝統的な任務を負っているが、伝統的なエリート教育では現在のグローバル化した経済社会の要求に充分に応えられないおそれがある。従来は、弁護士になるためには大学法学部にメトリーズの学位を要したため、大学法学部の学生は企業法務についてはHEC(高等商業学校)、ESSEC(高等経済経営学校)などのビジネス・スクール系のグラン・ゼコルで受講し、一方グラン・ゼコルの学生は弁護士に進むために大学法学部で履修するといったダブル・ディプロム方式が広がっていた。現実に、大手の法律事務所ではこうしたダブル・ディプロムの学生を優先してリクルートしているようである。

仮に、グラン・ゼコルが法曹養成コース向けの学位(従来は法学メトリーズ、現在は法学マスター)を授与することができるようになれば、グラン・ゼコルの学生にとってはダブル・ディプロムの必要はなくなり、そうすると、大学法学部は選抜試験がなくバカロレア合格者が全入できるのに対して、グ

(19) フランスの大学性の学力低下問題については、大場淳「フランスの大学における『学力低下』問題とその対応」広島大学大学院教育学研究科紀要第三部(教育人間科学関連領域)第52号371頁を参照。

ラン・ゼコルは厳しい選抜試験を課しているため、大学法学部には種々雑多な、ありていにいえばグラン・ゼコルに進めなかった学生が集まることになりかねず、あふれかえった学生に対して階段教室でマス・プロ授業を行うことになりかねない。まさに、クローズ教授が言うように、法学部の授業が学生にとっては「水鳥の羽の下を流れる川の水のように」通過するだけになるおそれが強い。そして、法学部の教師は事務処理に追われ、待遇面で不遇なままに置かれる。これに対して、グラン・ゼコルでは入学試験で選抜した少数の学生に対して、相応の授業料を取って、行き届いた教育を提供することができる。入学にあたって選抜試験があることや優れた施設があることは、グラン・ゼコルの卒業生の質を保証するものとなっているから、需要も高い。

従来は、こうした大学法学部の施設・授業のマイナス点は学位授与権限の独占によって埋め合わされてきた。ところが、大学のマイナスは放置されて、学位授与権限もグラン・ゼコルと同等になるのではたまらない、また、大学法学部が連綿として維持してきた法学学位というブランドをグラン・ゼコルに横取りされるのは大学法学部をないがしろにするものであるとして、大学法学部教師が不満を表明したのである。グランボーム教授の「大学の給与では都心で家族とまともな暮らしもできない」という慨嘆も理解できるところである。

4. ヨーロッパでの学位の共通化と単位互換制度の創設

フランスの大学は上記のような国内でのグラン・ゼコルとの競争に加えて、ヨーロッパ・レベルでの競争にも直面している。学位の統一化、単位互換制度が導入の結果である。

2002年4月8日には、前記の省令とともに高等教育分野における欧州域建設をフランス高等教育システムに適用するための省令番号2002-482⁽²⁰⁾が公布されている。フランスの学位は従来、学士(リサンス)、修士(メトリー

ズ)と博士(ドクトラ)の3種類であったが、同省令により、リサンス・マスター・ドクトラ(LMD)に整理された。これはフランス固有の判断ではなく、ヨーロッパ全体の大学教育の高度化を目指したヨーロッパ全体の動きである。

ヨーロッパにおける高等教育の相互承認は、ユネスコによる1979年12月21日調印の「ヨーロッパ地域に属する国の高等教育における学業、終了証と学位の承認条約」⁽²¹⁾に遡る。同条約は、各国の大学の学位等を他の締結国が承認するという内容で、各国に大きな変革を求めるものではなかった。

その後、1992年10月30日に、欧州評議会(Council of Europe)事務局長は、ユネスコに対してヨーロッパにおける高等教育のいっそうの協力関係の構築を提案し、これは1997年4月11日調印のユネスコによる「ヨーロッパ地域における高等教育資格承認条約」⁽²²⁾に結実した。1997年条約は、1980年代以降ヨーロッパ全域において大学教育がいっそう大衆化し、それまで高等教育が国立大学中心で行われていたところに、高等教育機関が多様化したことを踏まえたものである。同時に90年代に入って旧東欧諸国が市場経済化し、かつての東西の障壁が消滅し、旧東欧諸国の高等教育についても相互承認の対象とすることが求められるにいたったことを反映している。

そして、その翌年1998年5月25日にソルボンヌ共同宣言⁽²³⁾が公表された。この宣言は、パリ大学開校800年を記念して集まったフランス、ドイツ、イ

(20) Décret no. 2002-482 du 8 avril 2002 portant application au système français d'enseignement supérieur de la construction de l'Espace européen de l'enseignement supérieur.

(21) Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degrees in Higher Education in the States belonging to the Europe Region
(http://portal.unesco.org/education/en/cv.php-URL_ID=22278&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.htmlを参照)。

(22) Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region
(<http://unesdoc.unesco.org/images/0011/001112/111238mb.pdf#page=2>を参照)。

タリア、イギリス4カ国の教育大臣が発表したもので、「ユーロ、銀行、経済のヨーロッパとは異なる」「知のヨーロッパ」の構築のため、「ヨーロッパの高等教育システムの設計」することとしている。ここでは、大学および大学院教育におけるシステムを共通にすることによって、学生の相互移動を容易にするものとしている。そのための手段が単位互換制度(ECTS)およびセメスター制である。

ソルボンヌ共同宣言は4カ国のイニシアティブであったが、1999年6月10日にはヨーロッパの29カ国の教育担当大臣がボローニャ宣言⁽²⁴⁾を発表し、ソルボンヌ宣言の内容をパン・ヨーロッパに拡大して2010年までに実現することを確認している。そのフォロー・アップとして2001年5月19日にはプラハ・コミュニケ⁽²⁵⁾、2003年9月19日にはベルリン・コミュニケ⁽²⁶⁾が発表されている。

5. この論争からの教訓

今回の論争では、当初、法学部教師の生計や事務負担の側面が取り上げられ、議論の行方が心配されたが、クローズ教授の法学部附属ロー・スクールと医学部附属病院類似論が登場してからは、法学教育における実務教育また

(23) Sorbonne Joint Declaration: Joint declaration on harmonisation of the architecture of the European higher education system

(http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Sorbonne_declaration.pdf#search='Sorbonne%20declaration'を参照)。

(24) The Bologna Declaration of 19 June 1999 (http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/bologna_declaration.pdfを参照)。

(25) Towards the European Higher Education Area, Communiqué of the meeting of European Ministers in charge of Higher Education in Prague on May 19th 2001

(http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Prague_communiqueTheta.pdfを参照)。

(26) Realising the European Higher Education Area" Communiqué of the Conference of Ministers responsible for Higher Education in Berlin on 19 September 2003

(<http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Communique1.pdf>)を参照。

は臨床的教育の必要性に論点に移り、建設的な意見交換に入ろうとしている。

わが国の法科大学院ではすでにリーガル・クリニックやエクスターンシップといった実務教育をカリキュラムに組んでおり、フランスの論争の段階はとうに越えているようである。また、フランスの法学教育論争は、大学とグラン・ゼコルという教育機関の対立を生じているが、わが国では、研究者が理論研究のみならず実務にも広い関心を寄せており、このような実務と理論との懸隔は生じていないともいうことができ、フランスの論争は対岸の火事に過ぎないようである。

しかし、今回の論争は、従来の理論研究センターの大学での法学教育に対する反動から、今後の法学教育が実務教育に偏重しかねないこと、そして実務偏重の結果、「読まれもしない」と揶揄される大学教員の研究論文の準備や執筆が軽視されるおそれがあることが大学法学部教師に危機感を与えたのである。わが国の法科大学院での教育が法曹養成に傾きがちなことから、法科大学院教員には長期の準備期間を必要とするような理論研究や比較法的な研究に当てる時間が限られていることは否めない。この点では、わが国の法学教育もフランスと共通の問題を抱えている。

今回の論争の起源は、1998年のソルボンヌ宣言に遡る。これはソルボンヌ(パリ大学)創設800年記念の行事に際して発表されたものであった。パリ大学は中世以来、教会法の教育の中心地であったが、その地で発表された宣言が大学での法学教育を揺るがしていることは歴史の皮肉である⁽²⁷⁾。

-
- (27) なお、京都大学法科大学院などが行っている形成支援経費プログラム「実務基礎教育のあり方に関する調査研究」は、2005年3月に行ったフランス、ドイツでの法曹養成の実態調査の結果を報告し、国立司法学院（ENM）における裁判官・検察官養成のシステムと弁護士養成に関する調査結果は一般に公表されている（<http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/pdf/french.pdf>）。また、2006年1月30日には同プロジェクトにより、京都大学で国立司法学院メトルピエル副院長、パリ第二大学ゴジ教授による法曹養成に関する講演会が開催された。この講演会およびその後の質疑によって多くの教示を受けることができた。記して同プロジェクトのご担当者へ感謝する。